

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、福祉施設・事業所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</p>	<p>○福祉施設・事業所においては、その有する機能をもつて地域の生活課題・福祉課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための 福祉施設・事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも 必要です。 <u>(新設)</u></p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。 <u>(新設)</u></p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、 <u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。</u></p> <p>○こうした福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、福祉施設・事業所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共存し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。</p> <p>○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。</p> <p>○災害時において、地域の社会資源としての役割[等]を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。</p> <p>○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。</p>	

改正後	現行
<p>○また、<u>福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を項目から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>○施設・事業者が、法定の社会福祉事業及び補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、今まで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に施設・事業者が独自に実施していった事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象となります。</u></p> <p>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があつても、<u>福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われてい</u></p>	

改正後	現行
る場合には評価の対象とします。	○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
○福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。	○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。
○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。	○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。
III 適切な福祉サービスの実施	III 適切な福祉サービスの実施
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1 利用者本位の福祉サービス
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)	28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)
29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。
【判断基準】	a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。

改正後	現行
<p>b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□利用者のプライバシー保護について、<u>社会福祉事業に携わる者との姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</u></p> <p>(削除)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□利用者のプライバシー保護について、<u>規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</u></p> <p>□利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、<u>社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</u></p> <p>(新設)</p> <p>□規程・マニュアル等にもとづいて、<u>プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。</u></p> <p>□一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>□利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。</p>	<p>b) 利用者のプライバシー保護等の<u>権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと<u>権利擁護</u>に配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。</p> <p>c) 利用者のプライバシー保護等の<u>権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、<u>職員の理解が図られている。</u></p> <p>□利用者の虐待防止等の<u>権利擁護</u>について、<u>規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</u></p> <p>□利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、<u>社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</u></p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>□規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。</u></p> <p><u>□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</u></p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>理解を図る</u>ための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。 <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する取組も同様です。</u> <p>(略)</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本評価基準は、利用者のプライバシー保護をはじめ、虐待防止といつた利用者の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>周知する</u>ための取組を行うとともに、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。 <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護や権利擁護に関する不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。</u>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に留意して、組織的かつ迅速に対応する規程・マニュアル等を作成して<u>周知徹底すること</u>が必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であります。</p> <p>(略)</p> <p>〔III-1-(2)・III-1-(3)〕 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーと<u>権利擁護</u>に配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護や<u>権利擁護</u>に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に留意して、組織的かつ迅速に対応する規程・マニュアル等を作成して<u>周知徹底すること</u>が必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であります。</p> <p>(略)</p> <p>〔III-1-(2)・III-1-(3)〕 (略)</p> <p>〔III-1-(4)〕 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>〔34〕 〔III-1-(4)-①・35〕 〔III-1-(4)-②〕 (略)</p> <p>〔36〕 〔III-1-(4)-③〕 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 利用者からの<u>意見</u>や意見を把握しているが、<u>組織的かつ迅速に対応していない</u>。</p> <p>c) 利用者からの相談や意見の把握<u>をしていない</u>。</p>

改正後	現行
<p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p>□職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>□意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関する取組が行われている。</p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p>□職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>□意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関する取組が行われている。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への説明、<u>公開</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されている必要があります。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行なうことが必要となります。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への説明、<u>公表</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されている必要があります。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行なうことが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行なわれている。</p> <p>(略)</p> <p>III-2 福祉サービスの質の確保</p> <p>III-2-(1)・III-2-(2) (略)</p> <p>III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行なわれている。</p> <p>44 III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行なわれ、職員間で共有化されている。 (略)</p>

改正後	現行
<p>45 ③-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>45 ③-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律（<u>個人情報保護法</u>）とともに、「<u>福祉・介護分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>」等の理解と、取組が求められます。</p> <p>○厚生労働省は、「<u>福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン</u>（平成16年11月30日通達）」、「<u>福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>（平成25年3月29日通達）」、「<u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン</u>（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）」を示しています。</p> <p><u>(削除)</u></p>